

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（案）に関する日本損害保険協会の意見

No.	該当箇所	意見等	理由
1	(第三者提供時の確認・記録義務編)p.19 4-1-2-3(3)	契約書等に求められる全ての記録事項が記載されていない場合、未記載事項については、契約書等に自ら補記することが考えられる。この補記した契約書等は、ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）p.19(3)に「その他の書面」として例示された「個人情報取扱事業者の内部で作成された帳票、記録簿等」と同等のものと考え、その解釈でよいか。また、その場合、保存期間は1年と考えるが、その解釈でよいか。	実務的なロードに配慮して、記録作成方法を柔軟に認めていただきたい。
2	(外国にある第三者への提供編)p.6～9 3-1、3-2	外国の第三者に個人データの取扱いを委託する場合、および個人データの取扱いを委託した日本国内の委託先が外国の第三者に再委託する場合に、個人情報保護法施行規則第11条第1号を満たすためには、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」を委託先との契約書等に盛り込む等して、委託先又は再委託先が上記措置を実施することを確保しなければならないと考えられる。 他方、現行の金融分野における個人情報保護に関するガイドラインおよび同ガイドラインの安全管理措置等についての実務指針における、委託先および再委託先の監督に係る事項を満たす体制を整えていれば、新しいガイドラインを充足していると考えているが、その理解でよいか。	現行の金融分野におけるガイドライン等に沿った体制が整っていれば、新しいガイドラインを充足していることを確認したい。
3	(通則編)p.13 2-3(5)(6)	「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則(案)」に関する意見募集結果(詳細)のNo.222によると、法第2条第3項の「犯罪により害を被った事実」の「犯罪」は、法第2条第3項の「犯罪の経歴」の「犯罪」と同義(本人が有罪判決を受けこれが確定した事実を意味する)と理解してよいかという質問に対して、「ガイドライン等において明確に」とするとの回答がなされている。 他方、ガイドライン案(通則編)のp.13の(5)において、「犯罪」について「前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実」とあるが、(6)もこれにならって「犯罪」は「確定事実」であるかどうか確認したい。	ガイドライン案の該当箇所の趣旨が不明なため、確認したい。

4	(通則編)p.33 3-2-2(2)	<p>以下の事例は、法第 17 条第 2 項第 2 号に該当し、保険会社に、本人の同意を取得する義務はないと理解してよいか。</p> <p>(1) 保険金請求手続きにおいて、相続による権利移転の確認手続きを行うために保険金請求権者が戸籍謄本を保険会社に提出する際に、提出者本人以外の要配慮個人情報が保険会社にわかってしまう場合</p> <p>(2) 保険金請求手続きにおいて、保険事故の報告受付や調査の際に、保険会社が第三者より間接的に、下記の「犯罪により害を被った事実」(以下、「犯罪被害事実」。)を取得する場合</p> <p>①自動車保険: 被保険者が歩行者を自動車ではねて、重傷を負わせ入院させたとき被保険者から事故報告を受けた。(事故の相手方の「犯罪被害事実」)</p> <p>②傷害保険: 被保険者が第三者から殴られて頭部を強打して通院していると被保険者の親族から事故報告を受けた。(被保険者の「犯罪被害事実」)</p>	<p>法第 17 条 2 項より、「要配慮個人情報」を取得する場合、原則として本人の同意が必要とされているが、左記のような場合は法第 17 条第 2 項第 2 号に該当し、同意取得義務がないことを確認したい。</p>
5	(通則編)p45 3-4-1(2) (確認・記録義務編)p.3 2-1-1(2)	<p>以下の事例は、法第 23 条第 1 項第 2 号に該当し、また、法 25 条第 1 項但書に該当し、提供元の個人情報取扱事業者は、第三者提供に係る本人の同意の取得義務および記録の作成等義務はないと理解してよいか。</p> <p>個人情報取扱事業者が、海外の弁護士に争訟案件を委任する際に、下記の個人データを提供する場合</p> <p>①争訟の相手方の個人データ(例: けがをさせた相手等)</p> <p>②被保険者側の個人データ(例: 被保険者法人の従業員等)</p> <p>③上記①、②に該当しない「第三者の個人データ」(例: 目撃者、相手方の関係者等)</p>	<p>法第 23 条および第 25 条より、個人データを第三者提供する場合、原則として本人の同意および記録の作成等が必要とされているが、左記のような場合は法第 23 条第 1 項第 2 号に該当し、本人の同意および記録の作成等義務がないことを確認したい。</p>
6	(確認・記録義務編)p.3 2-1-1(2)	<p>保険金請求のため、個人情報取扱事業者である被保険者が、当該保険金請求に係る事故の相手方の個人データを保険会社に提供する場合、法第 23 条第 1 項第 2 号に該当し、提供者である個人情報取扱事業者が法第 25 条に基づく記録の作成等義務はないと理解してよいか。</p>	<p>法第 25 条より、個人データを第三者提供する場合、原則として記録の作成等が必要とされているが、左記のような場合は法第 23 条第 1 項第 2 号に該当し、記録の作成等義務がないことを確認したい。</p>
7	(第三者提供時の確認・記録義務編)p.8	<p>会社間で代表取締役の名義で締結する契約書面を授受する際、授受する行為自体は事務担当者間で行われることが一般的だが、その場合であっても、代表取締役の氏名</p>	<p>会社の規模等によっては、書面の授受が代表取締役間では行われなことが通常であるため、このようなケースを(第三者提供時の確認・</p>

	2-2-1-1(2)	に係る個人データを「本人に代わって提供」しているものとして理解してよいか。	記録義務編)p.8 の事例5と同視できるか確認したい。
8	(第三者提供時の確認・記録義務編)p.9 2-2-1-3	個人情報取扱事業者が、本人以外の者(「当初の提供元」)から個人情報の提供を受けた場合において、あらかじめ公表している利用目的の範囲内で、後日、当初の提供元に対して、同じ内容の個人データを提供することがある。この場合のように、個人データの提供を受ける者(当初の提供元)にとってあらたな個人情報を取得することとはならないケースについても、公開情報について「受領者の取得行為を提供者が代行している」ケースと同じように、実質的に確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されないものと理解してよいか。	過去取引があった顧客に対して、再度の取引を勧誘するにあたって、過去の取引内容を記載した書面を提供することがあるが、このような方法での勧誘に際しては、記録の作成は必要ないことを確認したい。典型事例として、前年の贈り先を示しつつ歳暮の注文を勧誘するケース、前年の補償内容・補償対象者を示しつつ保険の更新を勧誘するケースなどが考えられる。
9	(通則編)p.35 3-2-2(5) 法 17 条 2 項 1 号および 5 号	登記事項の証明書に記載された個人情報(例:登記に係る宗教法人の代表者である事実)は、国の機関により公開されているものとして、あらかじめ本人の同意を得ることなく取得することができるかと理解してよいか。	「公開」の意義、射程範囲について確認したい。

以上